

事務連絡
令和4年3月15日

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

濃厚接触者については現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第1項に規定に基づく外出自粛要請により、不要不急の外出はできる限り控えること等を要請しているところです。

この度、厚生労働省通知により、兵庫県においても、障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者を支援に従事させることを不要不急の外出に当たらないものとする特例が適用されることとなりました。

このことを踏まえ、本市においても感染者が入所する施設等で外部からの応援職員の確保が困難であり、別紙「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者の特例の条件(神戸市)」を全て満たす場合に限り、当該特例を可能とすることとしましたので、お知らせします。

各施設等におかれましては、当該特例について下記資料等を踏まえご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 厚生労働省からの通知

令和4年1月24日事務連絡「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」…別添のとおり

2. その他

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間の短縮について

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/20220131shogaituchi.pdf>

※通常の場合(今回通知する特例以外の場合)の取扱いに係るもの

神戸市福祉局障害者支援課 (施設入所・共同生活援助・短期入所・療養介護) 自立支援給付・医療担当 TEL: 078-322-6352 FAX: 078-322-0393 (福祉ホーム、宿泊型自立訓練) 通所支援担当 TEL: 078-322-5231 FAX: 078-322-0393 (障害児施設入所) 障害児支援事業担当 TEL: 078-322-6780 FAX: 078-322-0393
--

(別紙)

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者の特例の条件（神戸市）

特例を適用する施設等は、次の区分1から6までの条件全てに該当すること。

区分	条件
1	<p>対象者の従事する施設等が、次の①～③に全て該当すること。</p> <p>① 次のいずれかの障害者支援施設等であること。</p> <div data-bbox="272 607 1401 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設</p></div> <p>② 当該施設等に、感染者又は濃厚接触者である利用者が入所していること。</p> <p>③ 当該施設等が、外部からの応援職員の確保が困難なものであること。</p>
2	<p>対象者の業務が、他の介護従事者による代替が困難なものであること。</p>
3	<p>① 対象者が、ワクチンを2回接種済みであること。</p> <p>② 対象者が、2回目のワクチン接種後14日経過した後に感染者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者(※1)であること。</p> <p>※1 濃厚接触者の要件に該当する場合は、保健所による認定が行われない場合も②に該当するものとする。</p> <p>(濃厚接触者の要件)</p> <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/livetogether.html</p>
4	<p>① 対象者が、無症状であること。</p> <p>② 対象者が、毎日業務前に検査(※1)により陰性の確認(※2)を受けていること。</p> <p>※1 検査は、核酸検出検査又は抗原定量検査によること。ただし、やむを得ない場合は、抗原定性検査キットによることも差し支えない。</p> <p>※2 陰性の確認は、感染者との接触など最終曝露日から5日目に陰性が確認されるまでの間行うこと。</p>
5	<p>対象者の従事する施設等の管理者が、対象者の業務従事を了解していること。</p>
6	<p>施設等の次の①～③を事業所として実施する体制について、保健所による感染者発生時の初動体制構築に関する指導・確認を受けていること。</p> <p>① 対象者が無症状であることなど健康状態を確認できる体制</p> <p>② 検体採取、結果判定、検査キットの確保など適正な検査が実施できる体制</p> <p>③ 防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理など施設内での感染拡大を防ぐための対策が実施できる体制</p>